

平成25年度税制改正に係る 地方税財源の確保に関する要請

平成25年度税制改正については、新政権を担う自由民主党及び公明党において、1月下旬の取りまとめに向け議論が始まった。

その中で、「自動車重量税」（国税）及び「自動車取得税」（都道府県税）の抜本の見直し、個人住民税に影響の及ぶ住宅ローン控除の拡充・延長等について、大きな争点となっていると仄聞している。

これらの税等は、いずれも地方の貴重な財源となっており、極めて厳しい財政状況にある我々町村としては、代替財源のない減税は、到底受け入れることができない。

加えて、「地球温暖化対策のための地方財源の確保」については、自由民主党の『Jファイル2012 総合政策集』において、「CO2吸収源対策として造林・間伐等の森林整備を推進するとともに、これに必要な国及び地方の財源を確保します」と明記されており、今後の議論に大いに期待しているところである。

よって、今後の税制改正の検討にあたっては、地方税財源の確保を図るため、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

○ 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等

自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、両税が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、代替財源の確保を前提とすること。

また、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、軽自動車税の税率を引き上げること。

○ 個人住民税の充実確保等

個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかるとともに、「地域社会の会費」という税の性格を踏まえ、政策的な税額控除は導入しないこと。特に、平成26年以降の住宅ローン控除の延長は行わないこと。

また、所得控除は種類・金額ともに所得税の範囲内であることを十分に踏まえること。

さらに、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから慎重に検討すること。

○ 地球温暖化対策税制の創設

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保を図ること。

ア．町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるよう、地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

イ．「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

ウ．森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

○ ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図るうえでも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

平成25年1月

和歌山県町村会
会長 中山正隆